

報告事項 1

令和3年6月定例県議会の概要について

令和3年6月17日から7月6日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和3年7月7日

総務課

## 令和3年6月議会 質問一覧

### 【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
1	いなもと和仁	自民	3 次代を担う人づくりについて			
			(1) あいちの教育ビジョン2025の推進について	教育	高校改革室	
2	河合洋介	新政	4 安全で安心な社会づくり、人が輝くあいちについて			
			(3) 学校における働き方改革について	教育	教職員課	

### 【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
1	中村竜彦	自民	1 いじめ対策について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
			2 人口減少社会における未婚化対策としての結婚支援について	福祉		
			3 三河港港湾計画について	都交		知事答弁
9	佐藤一志	自民	1 子ども達の学校環境について			
			(1) 学校におけるコロナ対策について			
			ア 公立学校における児童生徒の新型コロナウイルス感染者数と、県立学校において感染者が判明した場合の対応について	教育	保健体育課	
			イ 県立高等学校におけるコロナ対策の備品について	教育	財務施設課	
			ウ 県立学校の教職員へのワクチン接種について	教育	福利課	
			(2) 県立高等学校の校則について			
			ア 県立高等学校の校則について	教育	高等学校教育課	
			イ 県立高等学校の制服の変更について	教育	高等学校教育課	
			2 中部国際空港の整備促進について	都交		知事答弁
			3 西知多道路整備促進について	建設		

## 【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
12	神谷和利	自民	1 県産木材の安定供給について	農基		
			2 街路樹の管理について	建設		
			3 県立高校のICT化推進について			
			(1) 生徒用タブレット端末の学校間の配備状況の相違について	教育	教育企画課	
			(2) タブレット端末の故障時の費用負担について	教育	教育企画課	
			(3) 不適切サイトへのアクセスや、トラブルに巻き込まれる危険性に対する対策について	教育	教育企画課	

## ○議案審査

### 第125号議案

物品の買入れについて(放電加工機(レーザー加工機))

### 第126号議案

物品の買入れについて(熱蛍光線量計(蛍光X線分析装置・走査型顕微鏡システム))

### 第127号議案

物品の買入れについて(視聴覚関係装置)

### 第128号議案

物品の買入れについて(漁業練習船(小型実習船))

### 第135号議案

訴えの提起について

## 【議案質疑】

### 新海正春 委員(自由民主党)

・物品の買入について

## 【一般質問】

### 成田 修 委員(自由民主党)

・GIGAスクール構想について  
・児童生徒への心のサポートについて

### 松本まもる 委員(新政あいち)

・障害のある児童生徒への支援について

### 藤原宏樹 委員(自由民主党)

・ICT教育の推進について  
・小学校プログラミング教育について

### 高橋正子 委員(新政あいち)

・スクールロイヤーの運用状況について

### 原よしのぶ 委員(自由民主党)

・公私比率・県立高校再編整備について

### 高木ひろし 委員(新政あいち)

・LGBT対応について  
・小中学校のICT化支援について

### 神野博史 委員(自由民主党)

・教員の人材確保について  
・教員の資質向上について  
・養護教諭の複数配置について

令和3年6月定例県議会 代表質問（6月21日） 教育長答弁要旨  
自由民主党 いなもと和仁議員

**【質問要旨】**

**3 次代を担う人づくりについて**

(1) あいちの教育ビジョン2025の推進について

県立高校の欠員が過去最高となった要因をどのように考えているのか、また、「あいちの教育ビジョン2025」の推進にあたって、県立高校の魅力化を具体的にどのように進めていかれるのか、教育長のご所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

(1) はじめに、県立高校の欠員の要因についてお答えします。

まず、中学生の進路ニーズが多様化し、自分のペースで学習できる広域通信制高校を選択する生徒が増加するなど、全日制高校へ進学する生徒が減少傾向にありますこと、それに加え、私立高校の授業料の実質無償化が進んだこと、また、進路を早く決定したい中学生や保護者が増加している中、公立高校の合格者発表が推薦選抜を含めて3月中旬であること、さらに、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために体験入学の機会が限られ、充実した学習指導などの県立高校の良さが、中学生に十分伝わらなかったことなど、こうしたことがあいまって、県立高校の志願者数が減少し、欠員が増加しているものと考えております。

次に、県立高校の魅力化を具体的にどのように進めるかについてであります。

教育委員会では、県立高校の魅力化・特色化を図りつつ、今後の更なる少子化に対応するため、今年4月、高校改革室を設置いたしました。今後、この高校改革室を中心に、多様な学習ニーズに対応した学科改編や、商業高校のリニューアルを始めとする職業学科の充実、長寿命化計画に基づく校舎の改修促進などに取り組んでまいります。そして、それとともに、県立高校の再編将来構想を、年内に取りまとめでまいりたいと考えております。

また、入試日程の前倒しや、各高校・学科の特色を生かした「特色選抜」の導入など、受検生にとってより良い制度となることを目指して入試改革を進めてまいります。

こうしたことによりまして、中学生が学びたいと思えるような特色と魅力を備えた県立高校づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

令和3年6月定例県議会 代表質問（6月21日） 教育長答弁要旨  
新政あいち 河合洋介議員

**【質問要旨】**

**4 安全で安心な社会づくり、人が輝くあいちについて**

(3) 学校における働き方改革について

学校における働き方改革について、これまで取り組まれてきた成果と、今後、どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

学校における働き方改革について、お答えいたします。

教育委員会では、2016年度に策定した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材を積極的に活用するなど、様々な取組を実施してまいりました。その結果、昨年度、勤務時間外の在校等時間が、月80時間を超える教員の割合は、2016年度と比べて、10.8ポイント減の7.7パーセントとなりましたが、全ての教員について月80時間以下とするという目標は達成できませんでした。

今後は、条例、規則で定めた1か月45時間、年間360時間という勤務時間外の在校等時間の上限方針の達成に向け、本年5月に策定した「県立学校における働き方改革ガイドライン」に基づき、長時間勤務縮減の取組を積極的に進めてまいります。

また、今年度から、県立学校で導入した出退勤管理システムにより、在校等時間を客観的に把握するとともに、その分析を行い、学校の業務改善につなげてまいりたいと考えております。

さらに、家庭環境など、複雑な背景を抱える児童・生徒に対して、福祉的な観点から支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を始めとして外部人材のさらなる活用や、休日の部活動の見直し、教員研修のICT化などによりまして、教員が本来の業務に専念できる体制を整え、教員のストレスを軽減してまいりたいと考えております。

今後も、教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保して質の高い教育ができるように、学校における働き方改革を推進してまいります。

1番 自由民主党 中村竜彦議員

**【質問要旨】**

1 いじめ対策について

県教育委員会として、いじめ対策にどのように取り組んでいるのか教育長に伺う。

**【教育長答弁要旨】**

いじめ対策への取組についてお答えいたします。

県立学校におきましては、学校だけでは解決が難しい事案が発生した場合には、弁護士、警察関係者、臨床心理士を中心とする「いじめ対応支援チーム」を招集し、迅速かつ適切な支援を行っております。また、SNSなどインターネットを用いたいじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめにつきましましては、警察と連携して対応をしております。

小中学校におきましては、昨年度から各教育事務所に弁護士をスクールロイヤーとして配置し、問題が深刻化する前に法的根拠に基づいた適切な対応ができるよう学校及び市町村教育委員会を支援しております。

いじめを未然に防止するためには、児童生徒が抱える不安や悩みを、早期に発見する相談体制の充実が何より重要だと考えております。そのために、臨床心理士であるスクールカウンセラーと社会福祉士であるスクールソーシャルワーカーの配置を進め、児童生徒が相談しやすい体制作りに取り組んでまいります。

今後も子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域、そして関係機関との連携を図り、いじめ問題にしっかりと取り組んでまいります。

**【要望】**

まず、いじめ対策について申し上げますけれども、

今回の質問を作るにあたって、現場調査の中で各学校では、定期的にいじめがないかアンケートを取って、どんな些細なことでも報告にあげるよう、学校からいじめが出ないことより、いつもいじめが無いかアンテナを高く張れているかという事が現場にも十分浸透していると、改めて認知件数の激増と合わせて理解をさせていただきました。

今回、改めて重要だと感じたのは、教育長のご答弁にもありましたとおり、相談体制の充実とそして活用であります。

スクールカウンセラーの活用については中学校ですと週1ペースで各学校を回ってくる  
そうでありまして毎回5コマのうち3コマくらいは常に埋まるとのこと、小学校ですと年  
に9回ほどのペースで学校に回ってきて、ほぼ全コマ埋まるんだそうであります。

あらかじめ学校を介して予約が必要とのことでありまして、子供が相談したいタイミン  
グで対応できるようになっていないのは課題であるように感じます。リモート面談ができ  
る時代に効果的な対応ができるための検討をいただく事を含めて、特に小学校への対応枠  
の増加を、要望したいと思います。

また、「いじめ」を法的に3つに分類すると、まず、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」。  
その中に、民事上の損害賠償責任が成立をする「いじめ」。更にその中に犯罪に該当する「い  
じめ」となります。

そして、それらと「重大事態」との関係の整理が難しいように思います。

いじめ防止対策推進法28条1項1号では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の  
生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」には、「重大事態」と  
して学校又は設置者の下に調査組織を設置して調査する義務を課しております。

しかし、本来は「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」ほどの行為は、  
学校の調査ではなくて、警察の捜査対象になり得る行為で、いじめ防止対策推進法自体も、  
23条6項で、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ」があるときは「直ちに」  
警察に通報して適切に援助を求めなければならないという法的義務を課しています。

ただ、23条の6項は「身体」に対する行為を対象としているのに対して、28条1項1  
号は「心身」に対する行為を対象としている点が重要でありまして、実際に、前述の統計  
調査によれば、「重大事態」でもっとも発生件数が多いのは「心身」、中でも「精神」に対  
する重大な被害であり、これは23条6項の警察との連携すべき対象に必ずしも含まれない  
可能性があります。そうすると、「重大事態」の存在意義は、警察では対応できない「精神」  
に関するいじめを調査するためにあるとも言える訳ですが、しかし、教育機関である学校  
にとって、それは極めて負担が大きいのではないかと思う訳です。なにより身体的ないじ  
めに比べ、「精神」に対するいじめのほうが、事実の認定も判断もはるかに難しいからであ  
ります。

そこでスクールロイヤーに期待される訳ですけれども、現状では学校や教育委員会から  
教育事務所に依頼があつて対応されるということでもあります。そもそもスクールロイヤー  
とは学校側の顧問弁護士ではなく第三者的に子供の最善の利益を守り、子供を取り巻く課  
題の解決に向けて学校がどのように対応すべきかを法的な視点から助言・指導することと



されておりますが、一方で、弁護士というと現場の先生の間でも、何か敷居の高い感じがするそうですが、そのイメージのまま「重大事態」や特段困難な限られた場合のみに依頼するのではなくて、初期段階でもより中立的かつ子供の最善の利益に資するよう、今行おうとしている学校の対応が適正であるかどうかの確認等も含めてより広く活用がされるべきだと思います。

その為に文部科学省では、学校や教育委員会が弁護士に相談するための相談構築のマニュアルや、具体的な相談事例集なども作成されているそうですが、現場の先生方がうまく活用できるような態勢を構築するとともに、実際に現場に対して相談できる守備範囲の周知徹底を図って頂く必要があるように感じます。これらも併せて要望させて頂きまして、この件については終わりたいと思います。

**【質問要旨】**

**1 子ども達の学校環境について**

(1) 学校におけるコロナ対策について

ア 県内公立学校において、これまでに感染した校種別の児童数・生徒数をお伺いします。また、感染者確認後、県立学校においてはどのように対応をしているのか伺う。

イ コロナ対策については学校内のコロナ対策備品も重要であります。県立高校ではどのような備品を設置、対応しているのか伺う。

ウ 県立学校の教職員へのワクチン接種について、どのように対応するのか伺う。

(2) 県立高等学校の校則について

ア 校則はどのような手順で誰が決めるのか、又、改定する場合はどうしているのか、これに対して愛知県教育委員会はどのように関わっているのか伺う。

イ 近年、時代に合わせて制服を変更する学校もあると聞いていますが、愛知県教育委員会として、どのように関わっているのか伺う。

**【教育長答弁要旨】**

(1) ア 始めに、公立学校における児童生徒の新型コロナウイルス感染者数と、県立学校において感染者が判明した場合の対応について、お答えいたします。

名古屋市立学校を除く県内の公立学校の児童生徒の感染者数についてであります。学校が再開した昨年5月25日以降、本年6月20日現在、1,663名の報告を受けております。内訳は、小学校721名、中学校390名、高等学校492名、特別支援学校60名となっております。

次に、県立学校において児童生徒等の感染が判明した場合の対応についてありますが、当該校において、まずは感染者の校内での行動履歴を把握し、保健所が行う濃厚接触者の特定に協力しております。併せて、感染者が触れたと考えられる施設や物品等の消毒を行っております。

また、校内での感染が広がっている可能性がある場合には、保健所の助言などを

踏まえて、教育委員会から必要な規模、日数の臨時休業を指示し、校内での感染拡大防止に努めております。

イ 次に、県立高等学校におけるコロナ対策の備品についてでございます。

各県立高等学校におきましては、昨年度の補正予算において、校長の判断で感染症対策を機動的に行えるよう、学校規模に応じて1校あたり500万円を上限に措置いたしました「県立学校教育活動再開事業費」を活用し、必要な備品を購入、設置しております。

具体的には、飛沫を防止するためのパーテーション、教室や屋内運動場などの換気を実施するためのサーキュレーターや扇風機、生徒や教職員、来校者の健康管理を行うためのサーモグラフや体温計等がございます。

また、今年度当初予算におきましても、1校あたり240万円を上限に「県立学校教育活動継続事業費」を措置しており、昨年度に引き続き校長の判断により、必要な備品を購入できるようにしております。

ウ 県立学校の教職員のワクチン接種について、お答えいたします。

県立学校の教職員の中で、特に優先度が高い特別支援学校の教職員と学校保健を担当する養護教諭につきましては、6月21日、今週の月曜日から、県の大規模集団接種会場であります名古屋空港ターミナルビルにおきまして、ワクチン接種を開始しております。

今後も、各地域のワクチン接種の進展状況や新たな大規模集団接種会場での接種状況を見ながら、教育委員会の関係する施設の活用を検討する等、できるだけ早く、教職員のワクチン接種が進むよう取り組んでまいります。

## 【要望】

要望したいと思います。

ワクチン接種についてであります。

今回県立学校の教職員について質問をいたしました。優先度の高い特別支援学校の教職員については、一昨日から大規模接種会場で接種を開始しているとのことでございます。また、できるだけ早く他の教職員が接種できるように取り組んでいくという

ご答弁でした。

学校は子ども達にとって、安全で安心できる施設でなければなりません。そのためには教職員が健康でなければならないのは当然であります。また、子ども達が通うのは県立、公立ばかりではありません。私立もあれば保育園、幼稚園などもあります。子ども達の安全を守るため、教職員の皆さんにはワクチン接種を早くしていただきたいと思います。仮に今後も大規模接種会場での接種をお考えなら、西尾張地域や知多地域などにも会場を設ける必要がありますし、今後は高校生、中学生の皆さんの接種も考えていかなければなりません。ワクチン接種は市町村が行うことは理解していますが、子ども達に地域間格差を出さないためにも、愛知県が各部局と調整して中心となり、各市町村としっかり連携していただき、教職員や子ども達がスムーズにワクチン接種が受けられるよう要望して終わります。

(2) ア 次に、県立高等学校の校則についてお答えをいたします。

文部科学省の「生徒指導提要」では、校則は、各学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲で制定するものであり、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされております。また、校則の内容が、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないとされております。

さらに、今月8日付けの文部科学省の通知では、全国の教育委員会や学校における取組事例も参考としながら、学校や地域の実態に応じて、引き続き校則の見直しに取り組むよう、要請されているところであります。

教育委員会といたしましては、校則の見直しに生徒や保護者が主体的に関わることで、校則の内容や必要性についての理解が深まり、自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながるものと考えております。

教育委員会からは、各高等学校の校長や生徒指導主事に対し、校則の内容が不合理なもの、時代にそぐわないものとなっていないかを点検するとともに、校則の見直しに際しては、生徒同士が話し合う場を設けたり、保護者対象のアンケートを行ったりすることで、生徒・保護者と学校の共通理解を図るなど、校則の見直しが学校づくりに生きる取組となるよう、周知してまいります。

各高等学校には、生徒が安心して学校生活を営み、よりよく成長できる環境を整

えるため、引き続き校則の見直しに積極的に取り組むよう促してまいります。

イ 最後に、県立高等学校の制服の変更についてお答えいたします。

制服は各高等学校において定めており、社会の変化や生徒のニーズを踏まえ、必要に応じて変更が行われております。

教育委員会では、制服の変更に当たっては、保護者の経済的負担が重くなりすぎないように配慮することや、保護者を含む学校関係者から意見を聞いた上で決定することが望ましいことを、各高等学校に伝えております。また、性別を問わない制服の導入についても検討するよう、促してまいりました。

時代の変化や生徒のニーズを踏まえた見直しが進む中で、性別を問わない制服につきましては、女子のスラックスを導入した学校と、男女の区別のない制服とした学校は、2019年度は合わせて16校でありましたが、今年度は半数を超える76校まで増えております。

今後も、性別を問わない制服の導入など、時代の変化や生徒のニーズに柔軟に対応することで、学校の魅力化を図っていくよう、各高等学校に働きかけてまいります。

**【質問要旨】**

**3 県立高校のICT化推進について**

- (1) 同じ県立高校であるのに、生徒用タブレット端末が無償貸与される学校と、生徒・保護者が端末購入費用を負担する学校がある。この相違点についてどのように考えておられるのか伺う。
- (2) タブレット端末の落下や通学時の圧迫による液晶画面の破損等のリスクは不可抗力である。それに対する修繕費用、修理補償保険等の加入料を誰が負担するのか伺う。
- (3) 生徒の端末使用が増えることによる、不適切サイトへのアクセスや、トラブルに巻き込まれる危険性に対する対策について伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 県立高校のICT化推進についてお尋ねをいただきました。

まず、生徒用タブレット端末の学校間の配備状況の相違についてであります。昨年度配備した4万台は、ICT研究校、商業科、定時制・通信制、山間部などの学校に、一人一台となるよう重点的に配備をいたしました。

その目的ですが、ICT研究校では、端末を用いた教育手法を探るための研究を他校に先駆けて行い、その成果を全県の学校に発信して共有すること。商業科では、端末を用いた学習により情報技術を活用できる力を身に付け、卒業後、産業界のデジタル化に対応して即戦力として活躍できる人材を育成すること。

定時制や通信制では、中学校での学習の学び直しなど端末を用いた個に応じた学びを行うこと。さらに、山間部等の小規模な学校につきましては、ICTを活用したきめ細かな学習の充実を図ること。

このようなねらい、目的をもちまして、端末の導入効果が高いと思われる学校に、試行的に重点的な配備をしてきたところであります。

こうしたことから、端末の配備状況が学校間で異なっておりますが、将来に向けては、生徒が所有する端末を活用する、いわゆるBYODや、学校が指定した複数の機種から選択して購入する、いわゆるCYODを基本として、保護者の理解をいただきながら、

I C Tを活用した主体的・対話的で深い学びを推進してまいりたいと考えております。

なお、そうした中にありましても、家庭の経済面など、特別な配慮が必要な場合におきましては、県が配備する端末を貸し出すなどの支援をしてまいります。

(2) 次に、タブレット端末の故障時の費用負担についてお答えいたします。

これまで県により配備したタブレット端末は、リース契約によるものと、買い取りによるものがございます。通常の使用や不可抗力による故障等につきましては、リースによるものはリース契約に付帯しております補償保険により対応し、買い取りによるものは県が修繕費を負担することとしております。

(3) 最後に、不適切サイトへのアクセスや、トラブルに巻き込まれる危険性に対する対策についてお答えいたします。

本県が配備した生徒用端末につきましては、閲覧したいサイトを検索するシステム、いわゆる検索エンジンを、成人向けのサイトにアクセスできないように設定をしておりますが、そうした措置を行いましても、不適切なサイトへのアクセスをすべて防ぐといった完全な制御まではできないのが実情でございます。

タブレット端末のほかにも、生徒はスマートフォンやゲーム機などからインターネットに接続することが可能でありますため、不適切サイトへのアクセスを防止するには、生徒に対して適切なネット利用を指導し、情報リテラシーを身に着けさせることが最も有効な手段であると考えております。

県立高等学校におきましては、生徒全員が学ぶ情報科の授業の中で、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、個人の責任等について学んでおります。また、授業以外でも機会をとらえて、トラブルに巻き込まれないための留意点などを指導しており、情報活用能力の育成に努めております。

今後、生徒たちが安心・安全にネット利用ができるよう、各学校において情報モラル教育を徹底してまいりたいと考えております。